

くらしのサポーター

徳島県消費者情報センター

通信

2022
12月号

No.194

消費者問題に関する2022年の10大項目

国民生活センターから、「消費者問題に関する2022年の10大項目」が公表されました。これは、消費者問題として社会的注目を集めたものや消費生活相談の特徴的なものなどから選定されたもので、毎年、国民生活センターから公表されています。今年の10大項目から、一部をご紹介します。

<2022年の10大項目>

- ◆18歳から大人に 4月から改正民法施行
- ◆SNSやマッチングアプリをきっかけに詐欺的トラブル目立つ
- ◆海産物の送り付け商法 高齢者の割合も高く
- ◆ウクライナ情勢を悪用 詐欺やトラブル発生
- ◆靈感商法 対策検討会で提言まとめる
- ◆生活必需品の値上げ相次ぐ 急激な円安も
- ◆新型コロナウイルス感染症の一般用抗原定性検査キット初承認、ネットでの購入も
- ◆再発、子どもの誤飲事故 折りたたみ式踏み台による負傷事故も
- ◆消費者契約法・消費者裁判手続特例法 通常国会で改正
- ◆消費生活相談のデジタル化 アクションプランを公表

2022年は、改正民法の施行により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことや、SNSやマッチングアプリをきっかけとした消費者トラブル、靈感商法への対応の強化などに注目が集まりました。

◆18歳から大人に 4月から改正民法施行

4月に改正民法が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。全国の消費生活センター等に寄せられた相談をみると、20歳代の相談件数は未成年者と比べて多く、契約金額も高額になっています。20歳代に多く見られるトラブルが、今後18歳、19歳にも及ぶことが懸念されています。この通信でも、3月から毎月、若者に気を付けて欲しい消費者トラブルについてご紹介しています。

◆SNSやマッチングアプリをきっかけに詐欺的トラブル目立つ

SNSやマッチングアプリは、コロナ禍でもオンラインで気軽に人とつながることができる便利なツールですが、一方で、本人確認の徹底が難しいことから、悪意のある人物に接点を持つきっかけとして利用されてしまうことがあります。そのような相手から詐欺的な儲け話や投資等の勧誘をされたり、恋愛感情を持たせ利用されたりするなど、これらのツールをきっかけとしたトラブルが発生しています。

◆靈感商法 対策検討会で提言まとめる

靈感商法等への対応の強化を求める社会的な要請の高まりから、消費者庁において「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」が開催されました。この検討会では、靈感商法等に関するこれまでの消費者庁の対応を検証するとともに、消費者被害の発生拡大の防止を図るための対策等を検討する観点から、8～10月の間に7回の審議が行われました。これまでの靈感商法等に関する消費生活相談の状況及びその対応を振り返った上で、検討会としての提言がなされ、法改正などの動きにつながりました。【国民生活センター】

困ったとき、心配になったときは、
消費者ホットライン

い や や


188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いします。

くらすポ川柳



徳島市
つばめファンさん
豪華おせち
届いてみたら
スツカスカ

徳島市
うめぼしおにぎりさん
一気食い
おもちでやったら
のど詰まる

美容医療サービスのトラブル

－「10万円」のつもりが「70万円」の契約！？即日施術は避けリスク等の確認を！－

全国の消費生活センターに寄せられる美容・医療サービスに関する消費生活相談は、近年2,000件前後で推移しています。中でも美容に対する関心を持ち始める10～20歳代の若者が契約当事者になっている相談は、件数、割合ともに増加しています。

【事例1】10万円で全身脱毛のはずが、70万円に...

「10万円の全身脱毛」のSNS広告を見て、クリニックに出向いたところ「広告の施術は効果が低い。本来70万円コースを60万円にする」と勧められ、契約してしまった。後悔してクーリング・オフを申し出たが、応じてもらえない。
(20歳代 男性)



【事例2】契約当日に手術を受けたが腫れが引かない...

「二重まぶたの手術が1日で可能。手術当日に化粧できる」というSNS広告をみて、カウンセリングを申し込んだ。カウンセラーから「50万円の手術は腫れない」「一緒に脂肪吸引もやるとよい」と勧められ90万円の契約を結んだ。そのまま当日に手術を受けることになったが、術後1週間経っても腫れが引かない。リスクの説明はなかった。
(20歳代 女性)



トラブル防止のポイント

○その場で契約・施術をしないようにしましょう

美容目的の施術は多くの場合、緊急性がありません。次のような勧誘には注意が必要です。

- ・ 広告の「○○形成術5万円」など安いコースは仕上がりが悪いと他の施術を勧められた
- ・ 「今日契約・手術すれば割引」とせかさされた

○クリニックの広告にはNG表現があることを知っておきましょう

○後悔してからでは遅い！施術前にリスクや副作用の確認をしましょう

術中の痛みの程度や合併症・後遺症の有無、使用する薬剤の名称や効能、副作用等を、施術前に医師から説明を受け、よく理解したうえで判断してください。

○「お金がない」なら「契約しない」と断ろう！

「お金がない」と断っても、クレジット契約など分割払いを勧められ、断り切れないケースもみられます。お金を借りてまで今必要か、慎重に考えましょう。
【国民生活センター】

《コラム》若者の消費者トラブルは「美」と「金」！？

～県消費者法務専門員：中川まな美(弁護士)～

今年の4月1日に成年年齢が引き下げられてから、早くも半年以上が経過しました。国民生活センターの発表によりますと、4月1日から10月末日までの間に全国の消費者情報センター等に寄せられた、契約当事者が18歳または19歳である相談件数は5,108件であり、前年度の同時期の相談件数(4,849件)よりも、259件多くなっています。成年年齢引下げによって若者の消費者トラブルが増加することが懸念されていましたが、やはり、ある程度の増加が認められました。

相談件数を順位別で見えていくと、1位は、脱毛エステに関する相談でした。具体的には、「お試しのつもりだったのに、高額な契約をしてしまった」「契約したサロンが破産した」というようなものようです。2位は出会い系サイト・アプリに関する相談、3位は架空料金請求等についての相談、4位は内職や副業に関する相談、5位は賃貸アパートに関する相談でした。4位の内職や副業に関する相談については、私の身の周りでも、「SNSを通じて勧誘され、高額な教材を買わされたが全く収入が入らないので解約したい」というような相談が多数あります。

若者の消費者トラブルは、「美」と「金」に関するものが多いといわれています。上記のとおり、1位の脱毛エステは「美」、4位の内職・副業は「金」に関するものですね。ほかにも、18歳・19歳の若者からは、美容医療等の医療サービス、サプリメント等の健康食品、脱毛剤等の相談が多数寄せられています。若者は、まだ経験が少ないこともあり、「美」と「金」といったわかりやすいものに引きつけられがちなのかもしれません。

みなさんの周りの若者が「美」や「金」に関する契約をしようとしているときは、よく相談に乗ってあげてください。そして、困ったときは、188に電話です。

(国民生活センターWebサイトhttps://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20221130_1.pdf)

「NTTファイナンス」を騙った自動音声ガイダンスによる 新たな詐欺手口に注意！

NTTファイナンスを騙り、自動音声を流すことで、実在する企業からの電話と信用させ、未納料金の名目で金銭を騙し取る新たな詐欺手口が、徳島県内で初めて確認されました。

確認されているケースは、「非通知」や「070」で始まる番号から携帯電話に着信があり、「こちらはNTTファイナンスです。未納料金があるので、確認する場合は1、確認しない場合は2を押してください」と自動音声ガイダンスが流れ、ガイダンスどおりに番号を選択すると、当該企業の職員を騙る男から、アプリ等の未納料金を請求され、「支払わなければ裁判所に訴える」などと不安を煽られ、コンビニで電子マネーを買わせるなどして金銭を騙し取ろうとする、といった手口となります。

また、自動音声ガイダンスは、未納料金を名目に「電話の利用停止」、「契約違反」、「法的措置」、「重要なお知らせ」など、不安を煽るような音声の流れますが、鵜呑みにしないようにしてください。NTTファイナンスのホームページでも、「自動音声ガイダンスを用いて、契約状況に関する事項や、回線の利用停止を通知することは行っておりません」と注意喚起されています。

特殊詐欺の被害に遭わないために、自動音声で未納料金に関する電話があったとしても、詐欺を疑い、すぐに電話を切りましょう。不安に思った場合は、お住まいの自治体の消費生活センターでも相談を受け付けています。おひとりで抱え込まずにすぐにご相談ください（警察相談専用電話「#9110」、消費者ホットライン「188」）。

年末年始のインターネット通販の利用に注意！

年末年始にかけて「〇〇セール」等と銘打った通販サイトの広告が目にとまります。これらの中には、より安い商品をネット検索で探す消費者の心理につけ込んで、購入代金や個人情報などをだまし取る詐欺的なサイトが潜んでいるため、注意が必要です。

詐欺的な通販サイトの特徴としては、「業者の住所がない、又は実在しない。」「電話番号がなく、連絡先がメールのみ。」「一般に流通している価格より極端に安い。」「代金振込先が個人名義の口座、又は支払い方法が代金引換のみ。」「不自然な日本語表現がある。」「URLが不自然、なじみのないURL（URLの末尾が.win .xyz .cc .top .site .pwなど）。」などが見られます。

詐欺的なサイトを見分けることは非常に困難なため、少しでも不安を感じた場合は、購入をやめましょう。



お知らせ【参加者募集中！！】

令和4年度くらしのサポーター・コーディネーター交流会（東部）

特殊詐欺について、本県での被害状況やその手口と対策などを学ぶとともに、被害防止のための啓発方法について、一緒に考えてみませんか。皆様のご参加、お待ちしております。

日時：令和5年1月26日（木）午後1時30分～午後4時

（受付：午後1時から）

会場：とくぎんトモニプラザ 大会議室

（徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館9階）

内容：（1）講義「特殊詐欺の被害状況とその対策について」

啓発漫才

（2）グループワーク

「特殊詐欺被害防止のための啓発方法について考えよう」



講師：徳島県警察本部 生活安全企画課 指導官 谷崎晴彦氏

※当日は必ずマスクを着用するとともに、体調不良の方は参加をご遠慮ください。

※申込み方法等、詳細は別紙通知を御覧ください。

くらしのコラム

「三々五々」は3～5人が行動する様子
～採蓮曲「三三五五映垂楊」～

数字の入った言葉に興味があり、気が付けばメモをしてきた。その中で、語源があるのにちょっと驚いたのが、「三々五々」である。

中国の採蓮曲に「女性たちが水辺で蓮を摘んでおり、それを見ている男性たちが、三人、五人としだれ柳の葉陰に見え隠れしている」の一節があり、この三三五五が三々五々の語源だと言われる。蓮を摘んでいるのを美女の西施(※)に例え、柳の綿毛が舞うと合わせた詩である。

西施と言えば、善し悪しも考えずに、人の真似をする「顰(ひそみ)に倣う」の諺で有名だ。額に皺を寄せては美人も台無しである。また、よく知られているのは芭蕉の「象潟や雨に西施がねぶの花」がある。雨の日のねぶの花を憂いと含んだ西施に例えたものだろう。

(※)中国 春秋時代の越の美女。王昭君・貂蟬・楊貴妃を合わせて中国古代四大美女といわれる。

くらしのサポーター 三原茂雄

絵てがみ



くらしのサポーター 福谷洋介

くらしのサポーターの皆様の投稿大歓迎！

くらサポ川柳への投稿、地域のイベント宣伝や活動報告など、掲載したいことがありましたら、お気軽におたずねください！

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館 7階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ ㊟ 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

